

雇用関係の証明書類について

従来、雇用関係の確認に使用しておりました健康保険証につきましては、マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行がなされておらず、また最長で令和7年12月1日が有効期限であることから、今後、雇用関係を証明する書類として使用できなくなります。

つきましては、今後、雇用関係を証する書類としましては、下記の書類のいずれかをご提出ください。

記

- ①監理技術者資格者証
- ②市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ③健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ④所属会社の雇用証明書（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）
- ⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ⑥直近3か月の出勤簿及び賃金台帳（雇用主の記名があるもの）
- ⑦市指定の雇用関係申告書
- ⑧これらに準ずる資料

※1 ⑥⑦については75歳以上の雇用者のみ適用

※2 ⑦以外については写し可。⑦については原本の提出が必要